

【意見の概要とそれに対する市の考え方】

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>神林地区の浄水施設では一昨年の豪雨災害にて、相当な被害を被り、断水が続き日常生活に支障をきたした。仮に他所の浄水施設との間で水道本管の連携が可能であれば、バイパス給水など考慮いただきたい。</p>	<p>災害時の対応も考慮して、下水道施設の統廃合に合わせ配水管の改良工事を検討しています。</p>
2	<p>基本方針の「検査の委託理由・委託先・検査項目・検査方法・精度管理方法等について明確にし、その結果を利用者の皆さまにお知らせするための方法も明記します。」に対し「委託先」・「結果のお知らせ方法」が読み取れず、明確化を希望する。</p>	<p>「委託先」について、「3. 検査の実施に関する事項」に記したとおり、市では独自の検査施設を保有していないため、水道法第 20 条登録検査機関に委託し、委託先検査機関はホームページでお知らせします。</p> <p>「結果のお知らせ方法」については、「4. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法」(2) に記したとおり市報やホームページ等でお知らせします。</p>